

消費生活緊急情報

第87号

令和5年6月26日

うまい話はありません。 友人、知人からの儲け話にご注意！

【相談概要】

突然、友人から食事に誘われ、待ち合わせの店に行ったところ、友人の他にも知らない人が何人か来ていて、一緒に食事をした。

後日、友人から「先日のコミュニティーの話をしたい」と連絡があり、ビルの一室に連れていかれた。

部屋には、先日、一緒に食事をしたメンバーがいて、競馬、株等ができる自動投資ソフトの購入を勧誘された。

「ソフトは〇〇万円と高額だが、もとはすぐにとれる。月〇〇万円儲かっている人もいる。君なら大丈夫。」と言われ、断りにくく雰囲気だったので契約してしまった。

不要なのでクーリング・オフしたい。

【アドバイス】

販売目的を告げずに呼び出され契約（訪問販売に該当）しているので、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

消費者ホットライン



い や ゃ
局番なしの 1 8 8

※お近くの消費生活相談窓口へつながります
茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで
日曜（電話のみ） 9時から16時まで

★：相談発生地域